

重要事項説明書

1 事業者の概要

事業者名称	株式会社中部サンケアネット
所在地	沖縄県沖縄市古謝三丁目 12 番 20 号
法人種別	株式会社
代表者氏名	代表取締役 津嘉山 洋平
設立年月日	平成 19 年 6 月 14 日
電話番号	098-929-3900

2 事業所の概要

事業所名	中部サンケアネット 訪問介護事業所
事業所所在地	沖縄県沖縄市古謝津嘉山町 24 番 3 号原7 ^ハ ート 101 号室
電話番号	098-929-3900
サービス提供地域	北谷町、うるま市、沖縄市、読谷村、 嘉手納町、北中城村、中城村
営業日	月～金曜日。但し、土日・ 祝祭日及び12月31日から1月3日を除く。
営業時間	午前9時から午後6時 (電話等により24時間連絡可能)
サービス提供時間	365日、24時間行う
対象とする障がい	1,身体 2,知的 3,精神 4,難病 5,児童
提供サービス	居宅介護及び重度訪問介護事業など
事業所番号	4710800519
運営方針	利用者が居宅において、自立した日常生活が営むことができるよう、生活全般にわたる援助を行うことで、より充実した地域生活を継続できるようサービス提供する。

3 職員体制

従業者の職種	員数	常勤		非常勤		業務内容	保有資格等
		専従	兼任	専従	兼任		
管理者	1名		1名			管理業務	介護福祉士
サービス提供責任者	3名		3名			居宅介護計画の作成及び居宅介護サービス等	介護福祉士 実務者研修課程
居宅介護員	名		3名		名	居宅介護サービス	介護福祉士 介護職員初任者研修

4 サービス内容

①身体介護	入浴、排せつ及び食事の介助、通院介助、その他必要な身体の介助
②家事援助	調理、洗濯及び清掃等の家事、通院介助、その他必要な家事
③重度訪問介護	重度の肢体不自由者であって常時介護の有する障害者に対する入浴、排せつ及び食事等の介助並びに外出時における移動中の介助並びに介護等に関する助言その他の生活全般にわたる援助
④計画書作成等	居宅介護計画の作成等、評価
⑥相談等	介護等に附帯する相談、助言等

5 利用料

(1) サービス利用者負担額

事業所の利用料の額は、総合支援法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護サービス等が法定代理受領のサービスであるときは、その1割とします。ただし、市町村長が定める月額負担上限額の範囲内とします。

また、利用者の身体的理由により一人のヘルパーによる介護が困難等と認められる場合には、ヘルパー二人分の料金をいただきます。

(2) その他の料金

外出時の実費負担

食費	利用料に食費は含まれていないため、利用者に本人分を負担していただきます。
交通費	公共交通機関利用の場合、ヘルパー分も利用者が実費を負担します。
社会参加費	各活動参加にかかる費用、ヘルパー分も利用者が実費を負担します。

(3) 交通費（ヘルパー派遣の場合）

本書の2で示した「サービス提供地域」におけるサービス利用については、交通費は無料です。

(4) その他

利用者のお住まいでサービスを提供するために使用する水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者のご負担となります。

(5) 支払方法

上記利用料金の支払は、一ヶ月毎に計算しますので、翌月18日までに下記のいずれかの方法でお支払ください。

ア 当事業所窓口での現金払い

イ 下記指定口座への振り込み

琉球銀行 コザ十字路支店 普通預金 848199

口座名義 株式会社中部サンケアネット 代表取締役 津嘉山 洋平

ウ 金融機関口座からの自動引き落とし

6 サービスの利用方法

(1) サービス利用開始

- ① 当事業所のサービス利用を希望される方は、電話若しくは直接ご来社下さい。当事業所のサービス提供にかかる重要事項をご説明いたします。
- ② サービス利用が決定した場合は契約を締結し、居宅介護計画を作成しサービスの提供を開始します。契約の有効期限は市町村が決定した支給期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとする。
- ③ 居宅介護の提供にあたっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービスの利用状況を把握させていただきます。

(2) サービスの終了

下記のいずれかに該当した場合、契約は終了したものとします。

- ① 契約期間満了
- ② 利用者が施設等に入所した場合
- ③ 居宅介護の支給期間が終了し、その後支給決定がない場合（所定の期間の経過をもって終了します）
- ④ 利用者が亡くなった場合

7 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、家族が不在の場合等、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡いたします。

〔主治医〕

医療機関名	
住所	
電話番号	
主治医	

〔ご家族等緊急連絡先〕

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	
昼間の連絡先	
夜間の連絡先	

8 事故発生時の対応

サービス提供時に事故が発生した場合は利用者の所在する市町村、利用者の家族また事業所の管理者に連絡するとともに必要な措置を講じるものとします。

9 苦情申立先

苦情受付窓口	受付担当者	津嘉山 佳乃
	苦情解決責任者	狩俣 美枝(管理者)
	時 間	月曜日～金曜日(午前9時～午後6時)
	電 話	098-929-3900
	ファックス	098-989-7465
	受付方法	電話・FAXによる受付,直接事業所にて面談

行政機関苦情受付窓口

沖縄県福祉サービス 運営適正化委員会	電 話	098-882-5704
	ファックス	098-882-5714
	受付時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 ※ 祝祭日、年末年始は除きます
うるま市役所 障がい福祉課	電 話	098-973-5452
	受付時間	月曜日～金曜日 午前8時半～午後5時半 ※ 祝祭日、年末年始は除きます
沖縄市役所 障がい福祉課	電 話	098-939-1212 (内線3156)
	受付時間	月曜日～金曜日 午前8時半～午後5時半 ※ 祝祭日、年末年始は除きます
嘉手納町役場 福祉課	電 話	098-956-1111 (内線124)
	受付時間	月曜日～金曜日 午前8時半～午後5時半 ※ 祝祭日、年末年始は除きます
読谷村役場 福祉課	電 話	098-982-9209
	受付時間	月曜日～金曜日 午前8時半～午後5時半 ※ 祝祭日、年末年始は除きます

北中城村役場 福祉課	電 話	0 9 8 - 9 3 5 - 2 2 3 3
	受付時間	月曜日～金曜日 午前8時半～午後5時半 ※ 祝祭日、年末年始は除きます
中城村役場 福祉保険課	電 話	0 9 8 - 8 9 5 - 2 1 3 1
	受付時間	月曜日～金曜日 午前8時半～午後5時半 ※ 祝祭日、年末年始は除きます
北谷町役場	電 話	0 9 8 - 9 3 6 - 1 2 3 4 (内線260)
	受付時間	月曜日～金曜日 午前8時半～午後5時半 ※ 祝祭日、年末年始は除きます

1 0 損害賠償保険への加入

当事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：あいおい損害保険株式会社

利用者に対するサービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、事業所の加入する損害賠償責任保険の範囲内にて対応します。

1 1 秘密の保持と個人情報の保護について

● 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 当事業所の従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他言いたしません。また、この秘密を保持する義務は、利用者との契約が終了した後も継続いたします。
- ② 当事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他言する事のないように、当事業所の従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に含むものとします。

● 個人情報の保護について

利用者の個人情報についてはサービス提供を行う上で他事業所及び医療機関との連絡調整や市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者と家族の同意に基づき情報提供を致します。

1 2 虐待防止のための措置

当事業者は、利用者の人格を尊敬する視点に立ったサービスに努め、また人権の擁

護、虐待の防止のため次の措置を講ずるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は、直ちに防止策を講じ市町村へ報告します。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底

1.3 身体拘束等の禁止

当事業者は、サービスの提供に当っては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下、「身体拘束等」という)を行わないものとします。

- (1) 当事業所は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。
- (2) 当事業所は、身体拘束等の適正化を図る為、次の措置を講ずるものとします。
 - ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
 - ② 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - ③ 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

1.4 その他運営についての留意事項

当事業者は、居宅介護員等の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備します。

- (1) 採用時研修 採用後 1 カ月以内
 - (2) 継続研修 年 2 回以上
- ① 当事業者は、利用者に対し適切な居宅介護サービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を定めておくものとします。
 - ② 当事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとします。
 - ③ 当事業者は、利用者に対する居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護を提供終了日から 5 年間保存するものとします。

指定居宅介護・指定重度訪問介護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者

住所

〒904-2166

沖縄県沖縄市古謝津嘉山町24番3号 原アパート101

法人名

株式会社中部サンケアネット

代表取締役 津嘉山洋平

印

事業所名

中部サンケアネット訪問介護事業所

管理者 狩俣 美枝

印

説明者

職名 _____

氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護・指定重度訪問介護サービスの提供開始に同意します。その上で本書面の交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

利用者の家族等

住所 _____

氏名 _____ 続柄 印